

金融審議会第一部会
ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告の概要
— 今後の開示制度のあり方について —

四半期開示のあり方

- 企業業績等に係る情報をより適時に開示することが求められている状況の下、証券取引所で行われている四半期開示を証券取引法上の開示としても位置づけるため、次のような方向で整備を図っていくことが適切である。
 - (1) 四半期開示の対象会社は、上場会社を基本とする。
 - (2) 開示時期は、四半期終了後、最低限45日以内とした上で、できる限りその短縮化を図る。
 - (3) 開示内容は、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び四半期セグメント情報並びに非財務情報とし、原則連結ベースで記載する。
 - (4) 四半期財務諸表に係る作成基準の一層の整備を図る。
 - (5) 四半期財務諸表の保証手続としてレビューの導入を図ることとし、レビュー手続に係る保証基準の整備を図る。
 - (6) 四半期開示を証券取引法上の制度として位置づけていくに当たって、次の要件が満たされることを前提に、半期報告制度を廃止し、四半期報告制度に統一することを検討する。
 - ① 財務情報が投資判断を行うために必要な詳しさのものとなること。
 - ② 必要な非財務情報が開示されること。
 - ③ 必要に応じて単体情報についても開示されること(特に、第2四半期)。
 - ④ 開示企業の内部統制が適正に確保されていることを前提に、公認会計士等によるレビュー手続が投資者の信頼を十分に確保した形で実施されること。

証券取引法上の開示規制の再編

- 近年、資産金融型証券(ファンドやABS)を中心に、証券取引法上の有価証券の範囲が拡大してきたこと及び投資サービス法制の下では、開示規制の対象範囲がさらに拡大すると考えられることを踏まえ、次のような方向で開示規制の再編について検討が進められるべきである。
 - ① 有価証券(投資サービス)をその性質及び流通性に応じて分類し、その分類ごとにふさわしい開示規制のあり方を検討し、体系的な整理を行う。
 - ② 有価証券(投資サービス)をめぐる取引の態様が将来的にさらに複雑多様化していく可能性を念頭に、開示規制の適用につき、より柔軟に判断をしていけるような枠組みを検討する。

投資情報の的確な提供と公正な開示の確保

- 証券取引所における適時開示や証券取引法上の公正取引規制の徹底等を図っていくとともに、証券市場における公正・公平な情報提供の確保との課題について、証券市場をめぐる今後の動向等を注視しながら、引き続き多面的に検討を行っていく必要がある。
- 証券市場の効率性を向上させるためのインフラ整備として、電子開示システム(EDINET)の機能拡充及びXBRL化を図っていく必要がある。